

平成二十年総務省令第三百三十二号

総務大臣の所管に属する特例民法法人の監督に関する省令

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第五十号）第一章第四節の規定を実施するため、総務大臣の所管に属する特例民法法人の監督に関する省令を次のように定める。

（趣旨）

第一条 総務大臣の所管に属する特例民法法人（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第四十二条第二項に規定する特例民法法人をい、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成十九年政令第三十九号）第一条の規定による廃止前の公益法人に係る主務官庁の権限に属する事務の処理等に関する政令（平成四年政令第六十一号）第一条第一項の規定により主務官庁の権限に属する事務を都道府県知事が行うものとされていた公益法人（同項に規定する公益法人をいう。）であつたものを除く。以下同じ。）の監督（整備法第九十五条の規定によりなお従前の例によることとされるものを除く。）に関する手続は、整備法及び一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律施行令（平成十九年政令第二百七十七号。以下「整備法施行令」という。）の定めるところによるほか、この省令の定めるところによる。

（吸収合併契約の承認に関する手続の承認の申請）

第二条 合併をする特例財団法人（整備法第四十二条第一項に規定する特例財団法人をいう。以下同じ。）（評議員設置特例財団法人（整備法第四十八条第三項第三号に規定する評議員設置特例財団法人をいう。）を除く。）は、整備法第六十七条第二項の規定により吸収合併契約の承認に関する手続の承認を受けようとするときは、様式第一号の申請書を総務大臣（附則第二項の規定による廃止前の総務大臣の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する省令（平成十二年総務府・郵政省・自治省令第一号。以下「旧公益法人省令」という。）第二条第二号に規定する地方方法人であつた特例民法法人にあつては、同条第三号に規定する管轄地方局長であつた総合通信局長又は沖繩総合通信事務所長。以下同じ。）に提出しなければならない。

（特例民法法人の合併の認可の申請）

第三条 合併をする特例民法法人は、整備法第六十九条第一項の規定により合併の認可を受けようとするときは、様式第二号の申請書（整備法施行令第一条第一項の規定により合併をする特例民法法人が共同して認可の申請をしようとするときは、様式第三号の申請書）に次に掲げる書類を添えて総務大臣に提出しなければならない。

- 一 整備法第六十九条第三項第一号から第四号までに掲げる書類
二 整備法第六十九条第三項第二号に掲げる書類
三 合併存続特例民法法人（整備法第六十九条第一項に規定する合併存続特例民法法人をいう。以下同じ。）における合併後の理事及び監事の名簿
四 前項の規定により提出する同項第二号の整備法施行令第二条第一号に掲げる書類の様式は、様式第四号のとおりとする。

（特例民法法人の合併の登記の届出）

第四条 合併存続特例民法法人は、整備法第七十二条第二項の規定により合併の登記の届出をしようとするときは、様式第五号の届出書に当該合併存続特例民法法人の登記事項証明書を添えて総務大臣に提出しなければならない。

（特例財団法人の最初の評議員の選任に関する理事の定め認可の申請）

第五条 特例財団法人は、整備法第九十二条の規定により最初の評議員の選任に関する理事の定め認可を受けようとするときは、様式第六号の申請書を総務大臣に提出しなければならない。

附則抄

- 1 この省令は、整備法の施行の日（平成二十年十二月一日）から施行する。
2 旧公益法人省令は、廃止する。
3 整備法第九十五条の規定によりなお従前の例により特例民法法人の業務の監督が行われる間は、旧公益法人省令第十条の規定（第一項の規定を除く。）は、この省令の施行後も、なおその効力を有する。

附則（令和元年六月二十八日総務省令第一九号）

この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

様式第一号（第二条関係）

吸収合併契約の承認に関する手続の承認申請書
総務大臣（総合通信局長・沖繩総合通信事務所長）殿
特例財団法人の名称
代表者の氏名
年月日

様式第二号（第三条関係）

様式第二号（第三条関係）
特例民法法人の名称
代表者の氏名
合併認可申請書
一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第67条第2項の認可の規定による合併の認可を受けたため、下記のとおり申請します。

(備考)
1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
2 提出先は、申請者が旧全国法人である場合は総務大臣あてと、旧地方法人である場合は旧管轄地方局長であった総合通信局長又は沖繩総合通信事務所長あてとすること。

様式第四号 (第三条関係)

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律施行令第5条第1項各号に掲げる額及び同条第2項各号に掲げる額

合併存続特例民法法人の名称：

(単位：円)

	合併直後(A)	合併直前(B)	差額 ((A)-(B))
負債の部の額	①	②	
資産の部の額	③	④	

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 ①から④までの各欄には、それぞれ、次に掲げる金額を記載すること。
 - ① 第5条第1項第1号に掲げる額（合併の直後における合併存続特例民法法人の貸借対照表を作成するに当たって当該貸借対照表の負債の部に計上すべき額）
 - ② 第5条第1項第2号に掲げる額（合併の直前における合併存続特例民法法人の貸借対照表を作成するに当たって当該貸借対照表の負債の部に計上すべき額）
 - ③ 第5条第2項第1号に掲げる額（合併の直後における合併存続特例民法法人の貸借対照表を作成するに当たって当該貸借対照表の資産の部に計上すべき額）
 - ④ 第5条第2項第2号に掲げる額（合併の直前における合併存続特例民法法人の貸借対照表を作成するに当たって当該貸借対照表の資産の部に計上すべき額）

様式第三号 (第三条関係)

年 月 日

総務大臣（総合通信局長・沖縄総合通信事務所長） 殿

合併存続特例民法法人の名称
代表者の氏名 印

合併消滅特例民法法人の名称
代表者の氏名 印

合併認可申請書

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第69条第1項の規定による合併の認可を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 合併をする特例民法法人の名称及び主たる事務所の所在場所

	名 称	主たる事務所の所在場所
合併存続特例民法法人		
合併消滅特例民法法人		

2 合併存続特例民法法人が名称又は主たる事務所の所在場所を変更する場合にあっては、変更後のこれらの事項

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 この様式は、合併する特例民法法人の合併前旧主務官庁が同一であって、これらの特例民法法人が共同して申請する場合に使用すること。
- 3 提出先は、申請者が旧全国法人である場合は総務大臣あてと、旧地方法人である場合は旧管轄地方局長であった総合通信局長又は沖縄総合通信事務所長あてとすること。
- 4 主たる事務所の所在場所は、字・町名及び番地まで記載すること。
- 5 次の書類を添付すること。
 - ① 吸収合併契約書
 - ② 吸収合併契約の承認を受けたことを証する書面
 - ③ 合併をする特例民法法人の定款
 - ④ 合併存続特例民法法人の定款の案
 - ⑤ 様式第四号の書類
 - ⑥ 合併後の事業活動の内容を記載した書類
 - ⑦ 合併後の役員名簿
- 6 一の合併契約により3以上の特例民法法人が合併する場合は、合併消滅特例民法法人の名称・代表者の氏名欄には、すべての合併消滅特例民法法人について記載・押印し、記1の表の合併消滅特例民法法人の欄には、すべての合併特例民法法人について記載すること。

様式第五号 (第四条関係)

年 月 日

総務大臣（総合通信局長・沖縄総合通信事務所長） 殿

合併存続特例民法法人の名称
代表者の氏名 印

合併登記完了届出書

合併の登記を行ったので、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第72条第2項の規定により、登記事項証明書を送付して届け出ます。

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 提出先は、届出者が旧全国法人である場合は総務大臣あてと、旧地方法人である場合は旧管轄地方局長であった総合通信局長又は沖縄総合通信事務所長あてとすること。

様式第六号（第五条関係）

年 月 日

総務大臣（総合通信局長・沖縄総合通信事務所長） 殿

特例民法人の名称
代表者の氏名 印

最初の評議員の選任に関する理事の定めの認可申請書

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第92条の規定により、最初の評議員の選任に関する理事の定めについて認可を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

最初の評議員の選任に関する理事の定め

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 提出先は、申請者が旧全国法人である場合は総務大臣あてと、旧地方法人である場合は旧管轄地方局長であった総合通信局長又は沖縄総合通信事務所長あてとすること。